

令和7年1月31日招集

第10回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第10回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月31日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (19名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	5. 仲川 庸一	6. 細野 真二
7. 山田 隆生	8. 本間 隆	9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純
12. 古屋野 勝	13. 北見 尚志	15. 池 克博	16. 西村 幸子
17. 本間 一寿	18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員 : (5名) 3. 森田 聡 4. 民部 猛 11. 中川 義弘
14. 佐々木 雅文 21. 渡邊 実

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について
議案第6号 業委員会における刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係規程の整理に関する訓令の制定について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

- ① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)
- ② 農地転用事実確認願について
- ③ 農地法施行規則第53条第11号の規定による届出について
(電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置)
- ④ 農地法第18条の規定による通知について

2) JA推薦委員からの連絡事項等について

3) 会務報告・会務予定について

4) 1/10 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を佐渡市長へ提出しました
(HPへの掲載)

5) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶌 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実
主任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第10回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。3番森田委員、4番民部委員、11番中川義弘委員、14番佐々木雅文委員、21番渡邊実委員の5名でございます。 ただ今の出席委員は、委員定数24名中、19名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、第10回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	「異議なし」の声がございましたので、15番池委員、16番西村委員を指名いたします。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。1月20日に開催された農地部会審議概要について、8番本間隆農地部会副部会長より報告をお願いします。
本間隆農地部会副部会長	はい。8番本間です。1月分の農地部会を1月20日に行い、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また、現地確認については、地区の農業委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法の適用を受けない事実確認願、今月4件になります。田5筆3,234平米、畑4筆4,576平米、合計7,810平米。 案件番号1番、鷺崎の相続代表者からの申請で、北鶴島の田439平米。森林の様相により、山林で整理するものです。 案件2番以降、所有者、申請人、申請地番、面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上4案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件１番から４番までについて、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第１号 農地法の適用を受けない事実確認願」４件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第３条の規定による許可申請」８件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２号、農地法第３条の許可申請になります。議案書の４ページから５ページになります。今月８件、田１５筆 30,017.83 平米、畑１筆 397 平米、合計 30,414.83 平米。 案件番号１番、埼玉県所沢市の方から下久知の方に、下久知の畑１筆 397 平米。近隣農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。 なお、各案件の担当委員、現地確認日については議案書に記載のとおりです。 案件番号２番、金井新保の方から中興の方に、千種の田１筆 840 平米。耕作地の近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号３番、新潟市西区の方から中興の方に、中興の田１筆 447 平米。宅地に隣接する農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号４番、金井新保の方から貝塚の方に、金井新保の田１筆 1,031 平米。耕作地に隣接する農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号５番、新潟県新発田市の方から目黒町の方に、目黒町の田２筆 5,987 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号６番、目黒町の方から目黒町の方に、目黒町の田５筆 2,417.83 平米。耕作地に隣接する農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号７番、新潟県上越市の方から四日町の方に、金丸の田１筆 12,738 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号８番、真野の方から両津湊の方に、真野の田４筆 6,557 平米。実家の耕作地に近い農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで贈与になります。以上、８案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件１番について現地調査を行った１番藪田委員から報告をお願いします。
１ 藪田 亨	案件番号１番について１月２４日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法３条第２項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、案件２番から４番について現地調査を行った５番仲川庸一委員から報告をお願いします。

5 仲川 庸一	案件番号2番から4番につきまして、1月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件5番、6番について現地調査を行った6番細野真二委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件番号5番、6番につきまして、1月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件7番、8番について現地調査を行った23番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23 佐々木 隆正	案件番号7番、8番につきまして、1月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から8番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」8件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第5条の規定による許可申請」5件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、6ページから7ページをご覧ください。5条申請5件、田6筆1,591.8平米、畑1筆17.35平米、合計7筆1,609.15平米です。 案件番号1番です。譲受人が佐渡市、譲渡人が河原田本町の方、河原田諏訪町の方の相続人、中原の方の相続人、合計10名です。申請地は中原の田3筆合計3,494平米の内、738平米。賃借権の設定です。申請理由は付近の市道の改良工事を行うため、仮設道路の整備が必要となったことから、当該地に仮設道を整備するものです。許可日から令和10年1月30日までの一時転用です。申請地の場所は8ページの地図をご覧ください。県立佐渡高等学校から南へ300メートルの場所に位置しています。申請地周辺は住宅等が連坦しており、そこに近接する区域にある農地であり、第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないことから周囲の農地

	への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に、案件番号2番です。譲受人が新潟市の会社、譲渡人が八幡の方です。申請地は八幡の田1,280平米の内、17.35平米。賃借権の設定です。申請目的は、休憩所、資材倉庫、仮設トイレの設置です。変更理由は電線張替え工事を行うため、休憩所、資材倉庫、仮設トイレを設置するものです。許可日から令和7年12月31日までの一時転用です。申請地の場所は9ページの地図をご覧ください。国道350号線の佐渡博物館前バス停から南西へ550メートルに位置し、農用地区域内農地の一時転用となります。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に、案件番号3番です。譲受人が中興の方、譲渡人が金井新保の方です。申請地は千種の田759平米。所有権の移転売買です。変更目的は駐車場の新設です。申請理由は周辺が市街化している地区において、貸駐車場を経営するため駐車場を整備するものです。申請地の場所は10ページの地図をご覧ください。佐渡市役所本庁から北東へ120メートルに位置しています。市役所から300メートル以内にあることから第3種農地に該当します。排水は発生しないことから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に、案件番号4番です。譲受人が新潟市の会社、譲渡人が長石の方です。申請地は四日町の田2,169平米の内、77.45平米。賃借権の設定です。変更目的は駐車場の整備です。変更目的は電線張替え工事を行うため、関係車両の駐車場を設置するものです。許可日から令和7年12月31日までの一時転用です。申請地の場所は11ページの地図をご覧ください。国道350号線の国府橋から東へ330メートルに位置し、農用地区域内農地の一時転用となります。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に、案件番号5番です。譲受人が新潟市の会社、譲渡人が長石の方です。申請地は四日町の田476平米の内、17.35平米。賃借権の設定です。変更目的は電線張替え工事を行うため、休憩所、資材倉庫、仮設トイレを設置するものです。許可日から令和7年12月31日までの一時転用です。申請地の場所は12ページの地図をご覧ください。国道350号線の国府橋から東へ550メートルに位置し、農用地区域内農地の一時転用となります。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	それでは、案件番号1番について、現地調査を行った私から報告します。
会 長	案件番号1番について、1月22日に農業委員、推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。事務局説明のとおり許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に、案件番号2番について、現地調査を行った9番土屋七司委員から報告をお願いします。

9 土屋 七司	案件番号2番について、令和6年5月24日に農業委員、推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。事務局説明のとおり許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	続いて、案件番号3番について、現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号3番について、令和6年9月25日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	続いて、案件番号4番、5番について、現地調査を行った23番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
2 3 佐々木 隆正	案件番号4番は令和6年9月26日に、案件5番は令和6年5月24日に農業委員、推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。4番と5番ともに事務局の説明どおり許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から5番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請」5件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」351件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は351案件です。 案件1番、潟端及び水渡田地内の田6筆計7,722平米につきまして、潟端の方から旭の方へ令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年間再設定により貸借するものです。 借り手、貸し手及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 なお、議事参与案件は案件1番から7番の7件となっています。 利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	

議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし） ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件１番について採決を行います。７番山田隆生委員の退席をお願いします。
議 長 一 同 議 長	（委員 退席） それでは、案件１番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第４号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件１番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席） 次に、案件２番について採決を行います。９番土屋七司委員の退席をお願いします。
議 長 一 同 議 長	（委員 退席） それでは、案件２番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第４号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件２番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席） 次に、案件３番から４番について採決を行います。１０番忠野佳純委員の退席をお願いします。
議 長 一 同 議 長	（委員 退席） それでは、案件３番から４番の２件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、「議案第４号 農用地利用集積計画（貸借）

議 長	の決定について」案件 3 番から 4 番の 2 件を原案のとおり決定することにいたします。 (委員 着席) 次に、案件 5 番について採決を行います。6 番細野真二委員の退席をお願いします。
議 長 一 同	(委員 退席) それでは、案件 5 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 5 番を原案のとおり決定することにいたします。 (委員 着席)
議 長	次に、案件 6 番から 7 番について採決を行います。12 番古屋野勝委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長 一 同	それでは、案件 6 番から 7 番の 2 件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 6 番から 7 番の 2 件を原案のとおり決定することにいたします。 (委員 着席)
議 長 一 同	次に、議事参与案件を除いた案件 8 番から 351 番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 8 番から 351 番まで、344 件を原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について」33 件を上程

事務局	します。事務局から説明をお願いします。 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について説明いたします。農地中間管理事業の農地中間管理機構から耕作者への契約に関する案件です。 議案書は、13 ページから 25 ページまでで、33 件ございます。 13 ページに意見の照会文書、14 ページに意見書のひな型、15 ページから計画案となります。 案件番号 1、秋津の方が秋津地内の田 2 筆 5,730 平米を農地中間管理機構から 5 年間借り受けるものです。 案件番号 2 以降の耕作者、借受地番、対価、期間等については、議案書に記載のとおりです。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき農地中間管理機構が定めるものとされており、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき市町村から依頼があるごとに、農業委員会はこの促進計画案について市町村に意見を提出することになります。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	ありませんので「議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。 次に、「農業委員会における刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料をご覧ください。農業委員会における刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について、ご説明します。 本案件は、第 208 回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 67 号)等により「懲役」及び「禁固」を廃止し、これらに代わって「拘禁刑」が創設されることから、改正法の施行までに、農業委員会における関係規程の改正を行うものです。 なお、施行日は、令和 7 年 6 月 1 日を予定しております。説明は以上です。
議 長	それでは、農業委員会における刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	それでは、日程第 3「協議・報告事項」に入らせていただきます。(1) 農地部会協議報告事項として、はじめに、「農地の転用事実に関する照会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	

議 長	それでは、26 ページをご覧ください。法務局照会 2 件です。 1 件目は、申請者は東京都の方で、土地の表示は八幡の畑 1 筆 542 平米です。現況は非農地、道路と建物が立っています。なお、平成 18 年 1 月 18 日佐振農地第 5001 号で農地法第 5 条の転用許可済みです。 2 件目は、申請者は東京都の方で、土地の表示は小木町の田 1 筆 82 平米、畑 1 筆 124 平米です。現況は非農地、1 筆は森林、1 筆は道路や建物となっています。 確認委員及び確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長 事務局	次に、「農地転用事実確認願について」、事務局から説明をお願いします。 27 ページをご覧ください。転用事実確認願 3 件です。 1 件目は、申請者は金井新保の方で、土地の表示は金井新保の田 1 筆 120 平米です。転用目的は資材置場、駐車場、庭ですすでに整備済みです。令和 6 年 1 月 31 日佐農委許可第 4001 号で農地法第 4 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和 6 年 12 月 16 日です。 2 件目は、申請者は金井新保の方で、土地の表示は金井新保の田 1 筆 94 平米です。転用目的は住宅の建築ですすでに整備済みです。令和 5 年 12 月 27 日佐農委許可第 4016 号で農地法第 4 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和 6 年 1 月 31 日です。 3 件目は、申請者は吉岡の方で、土地の表示は吉岡の畑 1 筆 1,156 平米です。転用目的は工場の建築ですすでに整備済みです。昭和 57 年 7 月 5 日佐農地第 5066 号で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は昭和 58 年 11 月 30 日です。現地は地元委員より確認済みです。確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長 事務局	次に、「農地法施行規則第 53 条第 11 号の規定による届出について」事務局から説明をお願いします。 28 ページから 29 ページです。電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に係る届出となります。申請者は 5 件ともすべて新潟市の会社です。関連しますのでまとめてご説明させていただきます。申請地は八幡と四日町の田 6 筆 1,308.12 m²、畑 3 筆 1306.27 平米、合計 9 筆 2614.39 平米です。転用目的はすべて羽茂線電線の張替え工事に伴う、作業用地の一時転用となります。鉄塔ごとに実施する予定のため、5 件としています。工事期間が令和 7 年 2 月から令和 7 年 12 月までとなって

議 長	おります。以上、届出ありましたので報告します。 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	
事務局	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。 農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 30 ページから 67 ページで 50 件ございます。 今月も、受け手が不在となる利用調整案件がありますが、所有者から依頼を受け資料のできたものから順に皆様に依頼しますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	
事務局	(2) J A 推薦委員からの連絡事項について、本日、J A 佐渡の所用会議のため、中川委員及び民部委員は欠席のため、連絡事項はありません。 次に、(3)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。 (事務局説明)
議 長	
事務局	次に、(4)「1 月 10 日 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」について、事務局から報告をお願いします。 関係資料をご覧ください。去る、1 月 10 日金曜日午前 11 時から、金田農業委員会会長、佐々木会長職務代理者及び佐々木農地部会長の 3 名により、意見書を渡辺竜五佐渡市長に手交いたしました。その際の記念写真を農業委員会のホームページに掲載しておりますので、ご報告します。 約 30 分にわたる懇談の席上で市長からは、「当市の農業の発展について、農業委員会とともに構築していきたい。」との話がありました。 また、ふるさと納税の返礼品に佐渡産コシヒカリが一番売れており、返礼品に使うコシヒカリが足りないので、農業委員の皆さんから 1 袋でも 2 袋でも J A に出荷してほしいとの要請がありました。 なお、意見書の回答については、2 月末の総会時にご報告させていただく予定です。説明は以上です。
議 長	次に、(5)「その他」に入ります。委員の皆様からご発言はございますか。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、協議・報告事項を終了します。これもちまして、本日の議案審議はす

局 長	べて終了しました。ありがとうございました。 大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。 (閉会挨拶)
佐々木会長職務代理者	

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 5 番 池 克博

署名委員 1 6 番 西村 幸子